

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

厚生労働省では、年次有給休暇（以下「年休」）を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、自社の状況や課題を踏まえ、年休を取得しやすい環境づくりを継続して行っていくことが重要です。

年休取得促進のための取り組み

1. 年休の計画付与制度

年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結することにより、計画的に年休の取得日を割り振れる制度です。

※年次有給休暇の付与日数が10日の労働者の場合

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

計画的付与の方法

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

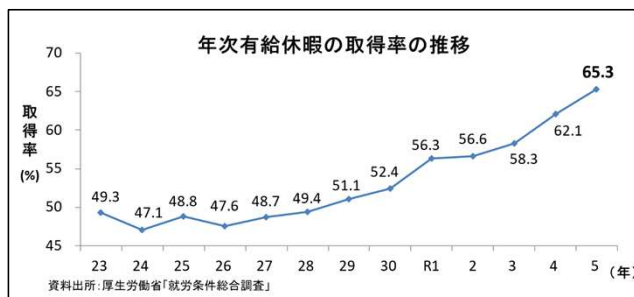
参照：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001567721.pdf>

年次有給休暇の取得義務

労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。※違反した場合、罰則が科されることがあります。

2. 時間単位の年次有給休暇の活用

年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。



★政府の目標は令和10年までに年休の取得率を70%としています。（※令和5年は65.3%）

教育訓練休暇給付金の創設（2025年10月から）

◆労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を受給できるようになります。

《支給対象となる休暇》

以下の全ての要件を満たす休暇が対象です。

1. 就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇
2. 労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する30日以上連続した無給の休暇
3. 次に定める教育訓練等を受けるための休暇・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練等・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの（司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等）

給付日数				支給額のイメージ	
加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	額面月収	給付月額
所定給付日数	90日	120日	150日	350,000円	約195,000円

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。
給付日数は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/001568786.pdf>

編集後記

あれだけ暑かった日々も、朝晩はすっかり冷え込み、気温の急激な変化によって体調を崩された方も多くいらっしゃると思います。

私は健康と気分転換のため、休日はウォーキングを

しています。運動をしやすい季節になりました。

みなさんも体調には十分気をつけてください。



発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

